



行政手続簡素化に関する意見

2017年9月15日

公益社団法人 経済同友会

事業者の規制・行政手続の簡素化に関する調査結果(抜粋)

事業者にとって負担の大きい手続は、社会保険、従業員の納税に係る事務、国税・地方税、調査・統計に対する協力、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行等

手続の種類	割合 (%)	負担の内容
社会保険に関する手続	52.0	提出書類の作成の負担が大きい
従業員の納税に係る事務(所得税、住民税)	49.7	
地方税の申告・納付	46.8	同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)
国税の申告・納付	45.7	
調査・統計に対する協力	43.4	
従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	41.6	手続のオンライン化が全部又は一部されていない
営業の許可・認可に係る手続	37.6	手続のオンライン化はされているが使いにくい
従業員の労務管理に関する手続	32.4	
補助金の交付申請時の手続	20.8	同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口提出しなければならない
その他事業活動に必要な事項に関する手続	19.7	

(注)負担が大きいとの回答が多かった10項目を抜粋
本会会員所属企業回答分(N=173)

(注)同様の回答が多かった5つを抜粋

総理指示(2017年3月29日 規制改革推進会議)

東京オリンピック・パラリンピックを開催する2020年までに、営業の許認可など事業者負担の重い分野について、行政手続コストの20%以上の削減を目指します。

そしてまた、全ての分野について、まず行政手続を電子手続のみで完結できるようにすること。2番目に、同じ情報は一度だけ提出すれば済むこと。そして3番目に、書式・様式は統一されたものを使うこと、という3つの原則を徹底するよう、しっかりと指示いたします。

各省庁に対しては、本年6月までに削減計画を策定し、公表することを指示いたします。規制改革推進会議の公開プロセスにおいてレビューを行い、進捗を管理します。

加えて、地方公共団体の手続についても、同じ趣旨の手続であっても自治体ごとに書式・様式が異なり、多くの作業時間がかかる場合があるといった実態があります。地方公共団体においても、国の取組と連携して改善するよう協力を要請します。

行政機関間のバックヤード連携の徹底

3月29日の総理指示を踏まえ、7月4日に各府省が基本計画を公表したが、

- ① 府省の枠を越えた効率化が盛り込まれていない
- ② 経済センサスをはじめとする大規模統計が基本計画の策定対象となっていない
- ③ 国税・地方税、従業員の納税がコスト計測の対象となっていない

上記の課題を解決するため、2018年3月の改定までに以下の実行が必要

1. 点検プロセスの中で府省間の調整を行い、全体最適を図る
2. 計画改定後も継続的にPDCAを回すとともに、ユーザーに利活用を促す周知・教育を行う
3. 中央省庁のみならず、市区町村を含む地方公共団体まで一貫した手続の電子化とバックヤード連携を進める

ワンスオンリーの徹底①

例) 国税庁から厚生労働省へのさらなる情報連携

提供項目に個人の所得情報を追加すれば、事業者による厚生年金保険にかかる被保険者賞与支払届や被保険者報酬月額算定基礎届等の提出は不要になる

行政手続部会の点検プロセスを通じ、
府省の枠を越えたBPRで全体最適を実現

基本計画では、オンラインまたはCD・DVDによる申請への切り替えにより、それぞれ14%、13%の削減効果が見込まれるとされているが、こうした届の提出を廃止すれば100%削減も期待できる

ワンスオンリーの徹底②

例) 転出・転入届

- ・ 住民基本台帳法は、転居時に、あらかじめ転出を届け出た上で、転入をした日から14日以内に転入を届け出ることと定めている
- ・ 転入地市町村長と転出地市町村長の間では、ネットワークを通じて当該情報が連携されているにも関わらず、転出・転入双方の届出を行わなければならない

官民双方の働き方を改革し、社会全体の効率性・生産性向上を図るには、事業者目線に加え、住民目線の規制・行政手続コストの削減も不可欠

転入手続のみを行えば足りる

地方公共団体における行政手続オンライン化の加速

- ・ 電子自治体共同運営協議会が用意しているプラットフォームには、公的個人認証に対応しているものと非対応のものがあり、市区町村が選択可能なメニューもまちまち
- ・ 電子申請といっても、書式をダウンロードできるのみで、手続は窓口・郵送で行わなければならない地方公共団体が多い
- ・ 電子申請ができる場合でも、結果通知書を受け取った上で、証明書等を窓口に取り取りに行くか、郵送で受け取る場合は、手数料を支払うための定額小為替等を買いに郵便局に行かなくてはならない

まずは各種申請・受領・納付等に関し、
地方公共団体間で書式の統一と手続の標準化を図り、
国が一括してシステム開発を行う

国・地方双方の取り組みが進むことで、
日本社会全体の効率性・生産性が向上
働き方改革が実現し、“Doing Business”のランキングも改善

強調したいこと

「ワンスオンリー」の徹底

→ 各府省・地方公共団体間のバックヤード連携の徹底を

「3年間で20%削減」という目標はあくまで最低ライン

→ 従来の業務フローの延長線上で20%を捻出するのではなく、50%削減を目指したBPR & 発想の転換を

諸外国を上回る速やかな改革

政府がKPIに掲げている世界銀行のビジネス環境ランキングでも、日本は順位を落とし続けている

→ 「2020年までに先進国中3位」を実現すべく、諸外国を上回るスピードで改革の継続を

事業者が負担を感じている手続：国税・地方税

- ・ 保険料控除申告が複雑化し、多くの従業員が誤った記入内容で提出するため、事務担当者の訂正作業量が激増している。医療費控除と同様に自分で確定申告する等の大幅な見直しを期待
- ・ 住宅借入金控除は借換や共同名義の事例が多くなる一方で、借換や持分割合等を理解できない従業員が多く、ローン額の管理や従業員への説明に時間を要する。借換や共同名義者分だけでも確定申告となるよう見直しを期待
- ・ 住民税の税額決定通知書は、マイナポータルに掲示する等により、通知書の配付を廃止していただきたい
- ・ 住民税の特別徴収にかかる通知書の発送が月2回という市町村があり、給与支払処理に間に合わないことが多々ある。特別徴収を推進するのであれば、市町村からの通知の頻度をあげていただきたい
- ・ 固定資産税資料(課税明細)について、単独名義のものについてはデータでも交付されるようになったが、複数名義の場合、内容の確認に非常に手間がかかっている。全ての課税内容につき、データで明細を交付していただきたい
- ・ 償却資産税の申告に関し、一部の自治体では電子申告を受け付けていない

事業者が負担を感じている手続：組織・部署ごとの差異①

- ・ 住民税に関し、「異動届」「特別徴収切替申請書」等の書式ならびにそれに伴う事務の流れが、市区町村により異なり、事務の停滞や再作成等の負担が恒常的に発生している。書式や事務フローを国主導で統一していただきたい
- ・ 地方税関連の書式は都道府県でバラバラなので統一していただきたい
- ・ 年末調整後に各市町村に提出する給与支払報告書の書式が市町村ごとに異なっているため統一していただきたい
- ・ 就業規則変更一括届を、複数の提出先分大量にコピーしているため、手続のオンライン化・ワンストップ化を進めていただきたい
- ・ 地方公共団体は、登録・入札がシステム化されていないところが多いほか、システム化されていても団体ごとにさまざまなシステムを開発している。これらが統一されれば、企業は専門の担当者を一人置けば済むようになる
- ・ 理容所・美容所開設者地位承継届（合併・分割）に関し、保健所ごとに対応が大きく異なるほか、オンライン化が不十分である

事業者が負担を感じている手続：組織・部署ごとの差異②

- ・ 都市計画法上の開発許可申請や農振法上の農用地からの除外申請等に際し、担当者により見解に相違がある。また、受付期間が限定されており、処理に要する期間が長い
- ・ 市区町村が新たに条例を制定・施行し、事業者に市区町村への登録を求めるケースにおいて、各業法で求められる監督官庁への登録・届出と重複した内容・手続を求めることが多い。条例制定時には、さまざまな事業の業法を含め、他の法令の目的・趣旨や内容と重なる二重行政とならないよう、制度内容・運用に十分に配慮いただきたい
- ・ 屋外広告業登録は、工事を施工しようとする都道府県・政令市・中核市の全てに対して行わなければならない、また、書式・添付書類も自治体ごとにバラバラである。全国で施工する会社にとっては、登録・更新にかかる労力が大きいため、例えば、建設業許可のように、全国で施工する会社は所管府省の長に登録することによって、他の自治体への登録は不要となるような法改正を望む
- ・ 大気、水質の特定施設設置届出において、担当者によって要求・判断基準が異なり、以前は受理されていたものを含めて、過去のすべての届出の修正を求められたケースがある

事業者が負担を感じている手続：組織・部署ごとの差異③

- ・ 薬局・店舗販売業等の開設許可等について、多くの都道府県は独自の「薬局等許可審査基準及び指導基準」を作成・公開し、当該基準に基づき許可付与・指導を行っているが、同一県内でも管轄保健所によって指導内容が異なることがある

事業者が負担を感じている手続：調査・統計

- ・ 毎月勤労統計調査で取り扱うデータ項目が多く、3年にわたり集計作業に手間がかかる。データ項目および期間の見直しを期待する
- ・ 民間給与実態調査に回答するための工数が大きい。マイナンバーの活用により、廃止・簡略化を検討すべき
- ・ 経済センサスの負担が大きい
- ・ 同時期に異なる省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省など）から調査票がバラバラと届く。内容が重複している調査項目もある一方で、対象期間が異なる項目がある。また、同じ調査でも都道府県により調査時期に差があり、同様のデータを何度も作成するのは非効率である
- ・ 総務省、国土交通省からの調査依頼の負担が大きい。全国展開する企業にとっては地域ごとに集約する手間が大変である

事業者が負担を感じている手続:その他①

- ・ 防火・防災管理者選任(解任)届出書について、様式はダウンロード可能だが、管轄消防署まで申請に出向く必要がある。オンライン申請または郵送対応を検討いただきたい
- ・ 保安管理業務の外部委託申請等に係る手続について、全国産業保安監督部の各技官により解釈に違いがあるため、提出書類が異なり処理が煩雑である
- ・ 保安業務従事者(法人)から電気管理技術者(個人)への移行について、法人で手続した上で、個人でも手続が必要である
- ・ 温暖化対策等に関し、法令・条例ごとに報告書・計画書の提出を求められるが、内容に重複があり、府省・地方公共団体間で連携いただければ事業者の負担が減る。特にCO2排出量に関しては、電気・ガス・水道等の使用量に掛ける係数が府省によって異なるためわかりにくい

事業者が負担を感じている手続:その他②

- ・ 経済産業省の委託事業について、契約締結前に見積根拠、積算内訳等の詳細を提出して契約に至っているが、契約完了時に改めて精算が必要になっている。受託者側、委託者側(政府)ともに精算手続に多大な労力を要しており、精算ではなく、成果品の検収により支払が認められれば、双方にとって効率的な契約完了処理ができるようになる。
例えば世界銀行では、契約時には見積もり内訳を提出するが、完了時には成果品のチェックを受けて検収されれば支払が行われる